

結婚を機に、新生活をスタートされた方へ・・・

# 結婚新生活支援事業補助金

結婚を機に、下諏訪町で新しい生活をスタートした世帯を対象とし、住居費用や引越し費用、リフォーム費用の一部を補助します。



対象世帯		① 婚姻日における年齢が夫婦共に 39 歳以下※であること ② 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日に婚姻届を提出し、受理されていること ③ 対象となる住居が町内にあること ④ 他の公的補助による家賃補助を受けていないこと ⑤ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと ⑥ 町税等に滞納がないこと ⑦ 前年度分の夫婦の所得合計が 500 万円未満であること (貸与型奨学金の返済をしている場合、年間返済額を控除できます)
対象経費		① 住居費（物件の購入費用または賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料） ② 引越し費用（業者へ支払った分） ③ リフォーム費用
補助金額	補助率	全額
	限度額※	夫婦ともに 39 歳以下の場合 30 万円 夫婦ともに 29 歳以下の場合 60 万円
必要書類		・婚姻届受理証明書または結婚後の戸籍謄本 ・住民票 ・所得証明書等、所得を証明する書類 ・納税証明書 ・奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合） ・物件の売買契約書及び領収書の写し（購入の場合） ・物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（賃貸借の場合） ・住宅手当支給証明書（勤務先から住宅手当の支給がある場合） ・引越しに係る領収書の写し（引越し費用の場合） ・工事請負契約書及び領収書の写し（リフォーム費用の場合）

令和 7 年 2 月中に書類をそろえて一度ご相談にいらしてください。